

問Ⅵ - 2 - ①（区分経理）

収益事業等は事業ごとに区分経理しなければならないとのことですが、どのような単位で事業を分ける必要があるのでしょうか。

答

- 1 公益法人は公益目的事業比率（公益法人認定法第5条第8号）を達成する範囲内で、収益事業等を行うことが可能ですが、これは、基本的に、公益目的事業を支えるために行われるべきものであり、収益事業等から生じる利益の50%は公益目的事業に使用しなければなりません（公益法人認定法第18条第4号他）。そのため、収益事業等の収支を明らかにしておく必要があることから、その会計は公益目的事業から区分して収益事業等ごとに経理することとしています（公益法人認定法第19条）。
- 2 このような収益事業等の位置づけに照らし、事業の分け方としては、まず①収益事業と②その他の事業（法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業を含む）に区分します。
- 3 次に、法人の事業の実態に応じて区分する必要があるれば、上記2で区分した事業を、更に事業内容、設備・人員、市場等により区分します。事業運営上、意義や必要性がない場合にまで区分することを求めているものではありません。
- 4 なお、事業の実態と法人経営の視点から、事業を区分して経理をすることは、収益事業等に限らず、公益目的事業にも共通する要請です。
- 5 このように区分経理した結果の表示としては、法人が事業年度毎に作成する損益計算書においてはその内訳表で、収益事業等に関する会計（収益事業等会計）は公益目的事業に関する会計（公益目的事業会計）や管理業務に関する会計（法人会計）と区分し、更に上記の区分に応じて収益事業等ごとに表示します。公益法人認定法第7条第2項第2号の収支予算書の作成も同様です。事業を区分した際の各事業名は、事業報告書に概要を記載する各事業との対応関係が明確になるようわかりやすい表示が求められます。
- 6 また、収益事業等から生じた利益の50%を超えて公益目的事業財産に繰り入れる法人においては、貸借対照表の内訳表で、収益事業等会計は公益目的事業会計、法人会計（管理業務に関する会計）とは区分して表示します（公益法人認定等ガイドラインⅠ-18）。